

独立行政法人 種苗管理センター

http://www.ncss.go.jp/

〒305-0852 茨城県つくば市藤本 2-2 TEL 029-838-6581 FAX 029-838-6583



農業の生産性を高め、農産物の品質の向上を図るためには、優良な種苗の生産・流通が欠かせません。種苗管理センターは、適正な品種登録の実施及び優良な種苗の流通の確保を図るための種苗の管理に関する総合的機関です。

サイトマップ | ENGLISH VERSION

種苗管理センターについて

- 概要
 - 理事長あいさつ
 - 行動規範
 - 組織紹介
 - 業務の紹介と関係情報
 - 栽培試験
 - 品種保護活用対策
 - 品種識別の窓
 - **よくある質問**
 - 種苗検査
 - 種苗生産
 - 調査研究
 - 遺伝資源の保存・増殖
 - 連絡先
 - お問い合わせ先
 - 品種保護活用相談窓口
 - 情報公開
- インフォメーション
- 調達情報

新着情報

- 2013.11.8 種苗生産 原原種アンケート関係について
- 2013.11.1 平成25年採用面接は終了しました
- 2013.10.8 平成25年採用案内【採用面接】について
- 2013.9.20 果実汚斑細菌病の検査対象にキュウリが追加されました。依頼検査細則・マニュアルが改正になりました
- 2013.9.12 品種識別の窓について

これまでの新着情報とトピックス

トピックス

- 2013.11.14 JICAキルギス国別研修「種子産業振興政策」コースの9名が来所されました。



プライバシー・ポリシー 著作権・免責事項・リンクについて

種苗管理センターホームページは一部PDFを利用しております。
PDFファイルをご覧頂くためには「Get Adobe Reader」のボタンでAdobe Readerをダウンロードして下さい。



〒305-0852 茨城県つくば市藤本2-2

TEL 029-838-6581

FAX 029-838-6583

独立行政法人種苗管理センター

Copyright 2006 National Center for Seeds and Seedlings, Incorporated Administrative Agency

次頁からは、独立行政法人種苗管理センターのホームページ「よくある質問」からの抜粋です。一部補足の為に解説を加えました。

問33 知らないうちに育成者権の侵害品を取り扱ってしまった場合、取り扱った流通業者は罪を問われるのでしょうか。また、侵害品と知らずに購入した者についてはどうなるのでしょうか。

(答)

育成者権の侵害は、種苗法第35条に過失の推定の規定があり、これによって育成者権を侵害した者は、その行為について過失があったものと推定されますので、**知らないうちに侵害品を取り扱ってしまった場合においても、過失がなかったことを立証しない限り、その過失責任を問われます。**なお、罰則は故意の場合に限り適用されます。

一般に種苗を扱う流通業者の方は種苗に関する専門知識を有しておられますので、取り扱い品種が侵害品でないことを確かめることができると考えられますし、そうした注意義務があるということです。

次に、侵害品とは知らずに購入する行為は育成者権の侵害にはなりません。しかし、購入後の利用行為については侵害の対象となります。

なお、種苗法第2条第5項に育成者権の効力が及ぶ品種の利用についての規定があり、登録品種の種苗、収穫物等について、どういう行為に育成者権の効力が及ぶかが明確に決められています。

(参考) 種苗法
(定義等)

第2条 ～中略～

5 この法律において品種について「利用」とは、次に掲げる行為をいう。

一 その品種の種苗を生産し、調整し、譲渡の申出をし、譲渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為

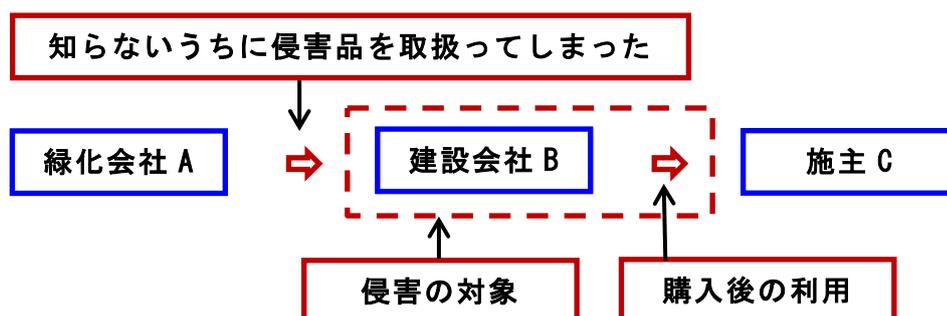
二 その品種の種苗を用いることにより得られる収穫物を生産し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為（育成者権者又は専用利用権者が前号に掲げる行為について権利を行使する適切な機会がなかった場合に限る。）

三 その品種の加工品を生産し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為（育成者権者又は専用利用権者が前二号に掲げる行為について権利を行使する適切な機会がなかった場合に限る。）

(過失の推定)

第35条 他人の育成者権又は専用利用権を侵害した者は、その侵害の行為について過失があったものと推定する。

(解説)



このページは言葉の解説です。

過失

法律用語としての過失とは、ある事実を認識・予見することができたにもかかわらず、注意を怠って認識・予見しなかった心理状態、あるいは結果の回避が可能だったにもかかわらず、回避するための行為を怠ったことをいう。

民法における過失

不法行為の要件としての過失

民法の不法行為責任では「故意又は過失によって」他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」(709条)と規定され、過失があれば損害賠償責任を負い、逆に過失がなければ(無過失)その責任を負わない。これを「過失責任主義」という。

不法行為

不法行為(ふほうこうい)とは、ある者が他人の権利ないし利益を違法に侵害する行為[1][2]。また、その場合に加害者に対して被害者の損害を賠償すべき債務を負わせる法制度である。

不法行為における過失については、注意を怠って認識・予見しなかった心理状態をいうとする心理状態説(刑法における旧過失論に類似する)もあったが、現在では、結果予見義務違反(具体的予見可能性を前提とする。)に加えて、結果の発生を回避するための一定の行為を怠ったこと(結果回避可能性を前提とする結果回避義務違反)が過失の内容であるとされている(刑法における新過失論に類似する)。

結果回避義務

予見できた損害を回避すべき義務。この義務を怠ったため事故などが生じた場合、注意義務違反として過失責任を問われる。

第4章

罰則

第1編

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第4章「罰則」においては、侵害の罪（第67条）、詐欺の行為の罪（第68条）、虚偽表示の罪（第69条）、秘密保持命令違反の罪（第70条）、虚偽の表示をした指定種苗の販売等の罪（第71条）、虚偽届出等の罪（第72条）、両罰規定（第73条）、命令違反に対する過料（第74条）及び名称使用義務等の違反に対する過料（第75条）の規定が置かれている。

（侵害の罪）

第67条 育成者権又は専用利用権を侵害した者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（改正：平成15年法律第90号、平成17年法律第59号、平成19年法律第49号）

1 本条の趣旨

本条は、育成者権又は専用利用権を故意に侵害した者に対する罰則を定めている。

育成者権又は専用利用権が侵害された場合には、民事上の措置として育成者権者等による差止請求や損害賠償請求等が可能である。さらに、品種登録制度の実効性を確保するため、本条は、侵害者に対しては刑事罰を科すこととしたものである。

2 罰則の内容

本条は、育成者権又は専用利用権を侵害した自然人に対して、①10年以下の懲役、②1000万円以下の罰金又は③10年以下の懲役と1000万円以下の罰金の併科の3種類のいずれかに処することとしている（なお、本罪の法人併科（3億円以下の罰金）については法第73条の解説参照。）

（1）既遂時期

本罪には未遂の処罰規定が設けられていないことから、育成者権等の侵害の未遂にとどまる場合には刑事罰の対象とはならない（刑法第44条）。

侵害行為のうち、「輸出」（法第2項第5項）については、貨物を外国に向

第三者による登録品種の種苗の利用について権利を行使する適切な機会がなかった場合における、その種苗を用いることにより得られる収穫物の生産、譲渡若しくは貸渡しの申出、譲渡、貸渡し、輸出、輸入又はこれらの行為をする目的をもってする保管である（法第2条第5項第2号）。

なお、平成15年の改正法は、公布の日（平成15年6月18日）から起算して20日を経過した日から施行された（平成15年法律第90号附則）。

(4) 平成17年の法改正

平成17年の法改正により、政令で定める加工品の利用についても育成者権の効力が及ぶこととされ、これに伴い、加工品段階の育成者権侵害が罰則の対象とされた。

罰則の対象となり得る加工品の利用とは、育成者権者又は専用利用権者が第三者による登録品種の種苗及び収穫物の利用について権利を行使する適切な機会がなかった場合における、その品種の種苗を用いることにより得られる収穫物から直接に生産される加工品の生産、譲渡若しくは貸渡しの申出、譲渡、貸渡し、輸出、輸入又はこれらの行為をする目的をもってする保管である（法第2条第5項第3号）。

なお、平成17年12月1日前に日本国内で生産され、又は輸入された加工品に対しては、平成17年の法改正後の育成者権の効力は及ばない（平成17年法律第59号附則第2条）。

(5) 平成19年の法改正

平成19年の法改正により、特許法等の知的財産法の罰則との均衡を考慮し、侵害の罪の法定刑が引き上げられ、自然人に対する罰則が、①10年以下の懲役、②1000万円以下の罰金、③10年以下の懲役及び1000万円以下の罰金の併科の3種類とされた。自然人がその事業主である法人又は個人（法人等）の業務に関して違反行為をしたときは、直接の行為者に対しては上記の3種類の罰則のいずれかが科され、その事業主である法人等に対しても3億円以下の罰金が科される（法第73条の解説参照）。なお、平成19年法改正により、本条には「侵害の罪」との見出しが付せられた。

なお、平成19年の改正法は、平成19年12月1日から施行された（平成19年法律第49号附則第1条）。

- ① 法第58条の届出をせず、又は虚偽の届出をした種苗業者（第1号）
- ② 正当な理由がないのに法62条第1項又は第63条第1項の指定種苗の集取を拒み、妨げ、又は忌避した者（第2号）
- ③ 法第65条の規定による報告若しくは書類を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類を提出した者（第3号）

3 沿革

本罪の罰金額の上限については、平成15年の法改正により、物価水準等を踏まえて、10万円から30万円に引き上げられた。

（両罰規定）

第73条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第六十七条又は第七十条第一項 三億円以下の罰金刑

二 第六十八条又は第六十九条 一億円以下の罰金刑

三 第七十一条又は前条第一号若しくは第三号 各本条の罰金刑

2 前項の場合において、当該行為者に対してした第七十条第二項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。

3 第一項の規定により第六十七条又は第七十条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

（改正：平成15年法律第90号、平成19年法律第49号）

1 本条の趣旨

本条は、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して法第67条から法第72条までの規定の違反行為をした場合には、直接の行為者を処罰することのほか、その法人等に罰金刑を科する旨定めた両罰規定である。